官

南アフリカ共和国から発送されるバーリンカ種の ○農林水産省告示第六百二十号 七十三号)別表二の付表第五十四の規定に基づき、 植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第

平成二十二年四月十六日

植物及び地域

を次のように定め、公布の日から施行する。 ぶどうの生果実に係る農林水産大臣が定める基準

兀

封印

1

農林水産大臣 赤松 広隆

アフリカ共和国で生産されたものであること。 であること。 輸送方法 船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの バーリンカ種のぶどうの生果実であって、南

う場合にあっては、

船舶の各船倉には南アフ

「低温処理船舶」という。)において消毒を行

三 生産地における検査及び証明 機関が発行した植物検疫証明書が添付してあ 旨記載されている南アフリカ共和国植物防疫 物が付着していないことを認め、又は信ずる され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植 るものであること。 南アフリカ共和国植物防疫機関により検査

> が特記されていること。 ○の植物検疫証明書には、 次に掲げる事項

ア チチュウカイミバエに侵されていないも のであること。 五の消毒が行われたものであること。

海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶(以下 → 南アフリカ共和国内の低温処理施設 (以下 関による封印がなされていること。 ねたこん包には南アフリカ共和国植物防疫機 う場合にあっては、生果実の各こん包又は束 「低温処理施設」という。)において消毒を行

関による封印がなされていること。 コンテナー には南アフリカ共和国植物防疫機 いて消毒を行う場合にあっては、各低温処理(以下「低温処理コンテナー」という。)にお ていること。 リカ共和国植物防疫機関による封印がなされ 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナー

が行われていることを確認すること。合にあっては、当該施設において五の消毒

低温処理船舶又は低温処理コンテナー に

ア 低温処理施設において消毒が行われる場

機関と共同して、次により行うものとするこ

官

七

していることをそれぞれ確認すること。ことを、輸入港においては当該消毒が終了出港においては五の消毒が開始されているおいて消毒が行われる場合にあっては、輸

疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検

三の○の検査及び五の消毒が行われた生果実

の表示がなされていること。

- 五紙温
- は、南アフリカ共和国植物防疫 植物防疫機関により☆の消毒のために適切な 植物防疫機関により☆の消毒が的確に実施さ ものであること。 ものであることが植物防疫官により確認される こと。 一 一 一 の 植物防疫官による確認 ・ 一 一 の 植物防疫官による確認 ・ こと。 ・ こと。 ・ こと。

、長に、というでは、大きには、は、大きには、当該生果実がチチュウカイミバエに侵ときは、当該生果実がチチュウカイミバエに侵ときは、当該生果実がら船舶又は航空機に積み込む、展実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むし、積込み時の措置